

定例記者懇談会 資料 No. 5  
 平成 30 年 4 月 5 日  
 福祉こども部社会福祉課  
 0548-23-0072

**第 3 次障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画策定**

(福祉こども部 社会福祉課 障害者支援係)

**1 計画の位置付け**

項目	第 3 次障がい者計画	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画	
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
内 容	・基本理念及び基本目標の設定 ・基本目標に対する市の取組策定	・成果目標設定 (サービス提供体制確保の目標) ・活動指標設定 (サービス実施内容・必要見込量)	
計画期間	6 年 (平成 30 年度～平成 35 年度)	3 年 (平成 30 年度～平成 32 年度)	

**2 計画の概要**

- 基本理念の「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」に基づき、将来像を「みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち」と決めました。
- 保育・教育・療育の切れ目ない支援の充実、差別解消など権利擁護の充実、防災・防犯の体制整備など **8 つの基本方針**を柱に **25 の施策**、**113 の事業**に取り組みます。
- 施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある **5 つの施策**を「**重点取組**」として進めます。

第 3 次障がい者計画 (平成 30 年度～平成 35 年度)		
基本方針	1 理解と交流の促進 2 保育・教育・療育の充実 3 保健・医療・福祉サービスの充実 4 権利擁護の充実	5 雇用・就労の促進 6 生活環境の整備 7 防災・防犯の体制整備 8 情報・コミュニケーションの充実
重点取組	1 地域での交流・ふれあいの場の促進 【地域行事への参加、ピア活動の充実】 2 切れ目のない支援体制の構築 【切れ目のない支援体制の推進、相談窓口の充実】 3 地域を含めた相談体制の充実・啓発 【相談支援体制の充実、障害者自立支援ネットワークの充実】 4 障がいのある人と企業との相互理解の促進 【雇用及び啓発パンフレットの配布、障がいのある人と企業の相互理解の促進】 5 障がいのある人にも対応した防災体制の整備 【災害時要援護者避難支援体制の理解促進、緊急時の福祉避難所の確保】	
第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画 (平成 30 年度～平成 32 年度)		

<p><b>成果目標</b></p>	<p>1 福祉施設入所者の地域生活への移行                  2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築                  3 地域生活支援拠点等の整備                  4 福祉施設から一般就労への移行                  5 就労移行支援の利用者数                  6 就労移行支援の事業所ごとの移行率</p>	<p>7 就労定着支援の職場定着率                  8 児童発達支援センターの設置                  9 保育所等訪問支援を利用できる体制構築                  10 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保                  11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定</p>
--------------------	---	--